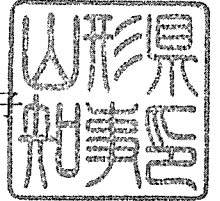


エネ 第258号  
令和5年3月7日

遊佐沖洋上風力発電を考える会  
共同代表 菅原 善子 様  
          本間 淳子 様  
          佐藤 秀彰 様

山形県知事 吉村 美栄子



遊佐町沖洋上風力発電事業に関する公開質問状（その2）に対する回答について

貴会より、令和5年2月20日付けで提出された公開質問状に対して、別紙のとおり回答します。

## 令和5年2月20日遊佐町沖洋上風力発電事業に関する公開質問状に対する回答

### 質問1 蔵王及び出羽三山の風力発電と洋上風力発電について

山形県知事は、蔵王及び出羽三山の風力発電に対しては、いち早く懸念を表明しましたが、一方で、遊佐沖洋上風力発電は住民に疑問や不安の声があるにも関わらず推進しようとしています。その姿勢に矛盾はありませんか。また蔵王で観光の妨げとなると判断した風力発電が、どうして遊佐沖では観光資源となりえるのでしょうか。

### (回答)

○ 県では、エネルギーの安定確保と安全で持続可能なエネルギー開発の必要から、再生可能エネルギーの導入を促進してきたところです。

再エネ発電設備の設置について、災害や環境・景観への懸念から、事業者と住民の間でトラブルが起きるなどの問題が全国的に顕在化しております。

本県では、出羽三山での風力発電計画撤回などの事態を受け、「山形県再生可能エネルギーと地域の自然環境、歴史・文化的環境等との調和に関する条例」を制定しました。これにより、住民の理解を十分に得ながら、再エネ導入を進めるという仕組みを整備したところです。

一方、洋上風力発電については「再エネ海域利用法」に則り、地域・利害関係者を構成員とした法定協議会が設置されます。その中で、事業実施可能かどうか協議を行い、その後、意見とりまとめ、事業者選定等を経て、初めて洋上風力発電事業が出来るようになります。

こうした仕組みのもとで、事業者や自治体が、地元住民・関係者に対して丁寧な説明を行いながら、再エネ導入について理解を求めていくことが重要であると考えております。

なお、第3回法定協議会で県が提示しました「洋上風力発電事業における地域振興策の方向性」の一つに「観光振興の取組」がありますが、他国の先行事例として、洋上風力発電を学べるエネルギーパークやビジターセンター・インフォメーションセンターの開設などが実際行われております。また、先行する秋田県では、大規模施設としては日本初となる商業運転を12月に始めて以降、視察が増加しているほか、今後、環境教育や教育旅行の場としての活用が期待されており、遊佐町沖におきましても、本事業を契機とした観光振興の取組みが図られることを期待しているものです。

**質問2 合意形成について**

法定協議会の設置について、山形県では何をもって地域の合意形成が整ったと判断したのでしょうか。

**(回答)**

○ 遊佐町沿岸域検討部会（以下、「遊佐部会」という）の設置目的は、「洋上風力発電を導入する場合の地域に与える影響や課題について、漁業関係者の他、地域住民の代表を含めたメンバーで具体的な議論を行うため」のものであり、その趣旨に則ってこれまで議論や情報共有を行ってきたものです。

このため、遊佐部会は住民の総意の決定を目的としたものではなく、また、合意形成を図る場との位置付けにはなっておらず、県の方針決定に当たって、委員の皆様から意見をお聞きするという位置付けになっております。

御質問のあった法定協議会の設置に係る国への情報提供については、ガイドライン<sup>\*1</sup>で、「利害関係者を特定し、法定協議会を開始することについて同意を得ていること（法定協議会の設置が可能であること）」が条件となっております。再エネ海域利用法<sup>\*2</sup>上の本海域における利害関係者について、国に確認したところ、山形県漁業協同組合、山形県鮭人工孵化事業連合会及び山形県内水面漁業協同組合連合会がこれに当たるとされました。そのため、遊佐部会及び研究・検討会議において、これら利害関係者を含む全ての委員に法定協議会を設置し議論を行っていくことについて意見をお聞きしたところ、同意が得られたため、県として合意形成が図られたと判断し情報提供を行ったものです。

県としましては、地域住民の皆様からも御意見をいただくために、遊佐町と一緒に平成30年度以降、町内6地区で開催している住民説明会や区長会研修会等で29回にわたり説明や意見交換を行うとともに、町内6地区のまちづくりセンターでのパネル展示や町報への記事掲載、昨年1月1日号の町報に合わせた洋上風力発電の取組み概要の全戸配布など、理解醸成に向けた取り組みを行ってきました。更に、昨年5月には、国の担当者を招いての住民説明・意見交換会を開催しております。

なお、引き続き、地域住民の皆様のご懸念事項にも対応しながら丁寧な説明を行っていきたいと考えています。

※1 海洋再生可能エネルギー発電設備整備促進区域指定ガイドライン

※2 海洋再生エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律